**堆肥「とよっぴー」の製造及び資源循環啓発業務**

公募（ﾌﾟﾛﾎﾟｰｻﾞﾙ方式）の実施に関する実施要領

１．目的

本業務は、堆肥「とよっぴー」の製造と資源循環の啓発を一体的に行うことで、より効果的な施策の推進を期待するもので、安定した堆肥「とよっぴー」の製造を行うとともに、製造における知識や技術、関連情報などを踏まえ、製造した堆肥「とよっぴー」を活用し、市民や学校給食に直接関わる児童（学校教育法における児童）などが環境への理解を深め、環境に配慮した生活行動を行うための効果的な啓発を行うことで持続的な循環型社会づくりの推進に向けた資源循環啓発を行うことを目的とする。

２．概要

豊中市では、平成１４年度（２００２年度）に開設した「緑と食品のリサイクルプラザ」を拠点に、循環型社会づくりを推進する取組みを実施しています。同施設では「食品リサイクル法」の理念や趣旨を踏まえ、市学校給食センターの調理くずや児童の食べ残しなどの生ごみに公園や街路樹などの剪定枝をチップ化したものを混ぜ合わせて、堆肥「とよっぴー」（土壌改良材）を製造するとともに、製造した堆肥を活用し、持続的な循環型社会の形成に向けた資源循環啓発を推進しています。

また、本業務の履行にあたっては、有機性資源堆肥及びその製造と関連する知識等を活用し、広く市民・児童などに対して、循環型社会づくりに向けた資源循環啓発の推進に係る能力や技術、創造性、経験等が必要であることから、公募型プロポーザル方式により受託候補者を選定するものです。

３．事業に関する事項

（１）業務名

堆肥「とよっぴー」の製造及び資源循環啓発業務

（２）業務内容

①堆肥「とよっぴー」等の製造業務

②施設等の維持管理業務

③資源循環啓発業務

　・資源循環に関する講座型環境学習の開催

　・資源循環に関する体験型環境学習の開催

　・小学生を対象とした資源循環に関する学習会等の開催

　・緑と食品のリサイクルプラザ見学者対応

　　　・堆肥「とよっぴー」や資源循環啓発についての情報発信・収集

※その他、仕様書を参照

（３）履行期間

　　令６年（２０２４年）４月１日から令和８年（２０２６年）７月３１日まで

（４）委託料

　　委託料の上限は、６，８００，０００円／年額（消費税及び地方消費税を含む）

※ただし令和８年度については、上記金額を１２分割し履行月を乗じた額

1

４．参加資格

（１）地方自治法施行令(昭和22年政令政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。

（２）豊中市から豊中市入札参加停止基準（平成7年6月1日制定）に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。

（３）暴力団（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に掲げる暴力団をいう。以下同じ）、暴力団の構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年間を経過しない者（「暴力団の構成員等」という。以下同じ）が役員等の立場で運営に関わっている法人又は暴力団の構成員等の統制下にある法人でないこと。

（４）会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条による改正前の商法（明治32年法律第48号）第381条第1項（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第107条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による会社の整理の開始を命ぜられていない者であること。

（５）平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

（６）平成12年4月1日以後に民事再生法第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

（７）会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、会社更生法第41条第1項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る会社更生法第199条第1項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。

５．日程（いずれも、令和６年(２０２４年)）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 第一次審査がない場合  (応募者が５者以下の場合) | 第一次審査がある場合  (応募者が６者以上の場合) |
| 実施要領等の公表 | １月２５日（木） | |
| 質問事項の締切 | ２月　２日（金）１５時００分必着 | |
| 質問事項への回答 | ２月　７日（水）予定 | |
| 企画提案書の提出期限 | ２月１６日（金）１５時００分必着 | |
| 第一次審査結果の通知予定日 | ２月２０日（火） | ２月２１日（水） |
| 第二次審査（プレゼンテーション） | ２月２７日（火） | |
| 第二次審査結果の通知予定日 | ２月２８日（水）予定 | |
| 委託契約の締結予定日 | ３月　４日（月）予定 | |

※第二次審査（プレゼンテーション）時間、場所等は、第一次審査結果通知時にお知らせします。

※第二次審査（プレゼンテーション）の順番は、企画提案書の提出時に、くじ引きを行います。

　（郵送での提出の場合は、到着時に当課担当者が代わってくじを引かせていただきます。）

※上記に記載する期日等に変更が生じた場合、応募者に対して改めて通知します。

６．応募書類

（１）参加表明書（様式１）

（２）企画提案書

・企画提案事項（様式自由、用紙サイズはＡ４判、片面１０枚以内（表紙別）、フォントサイズ１０.５ポイント以上基準、左右上下余白２０mm以上、行数４０行以内、１行文字数４５字以内、ページ数を記載して下さい。）

・企画提案事項については、写真、イラスト等の使用も可能としますが、簡潔かつ明瞭に記載してください。

・本業務の目的や趣旨、仕様書等の内容を十分に理解したうえでご提案ください。

・企画提案を求めるのは以下の６項目となります。（詳細は仕様書参照）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 企画提案を求める項目 | 実施内容の提案 | 対象の提案 | 実施回数の提案 |
| １ | 資源循環に関する講座型環境学習の開催 | 講習会等の実施内容 | 対応人数（募集人数等）・対象者 | 年12回以上（年間及び3年間のスケジュール） |
| ２ | 資源循環に関する体験型環境学習の開催 | 農体験等の実施内容 | 対応人数（募集人数等）・対象者 | 年12回以上（年間及び3年間のスケジュール） |
| ３ | 小学生を対象とした、資源循環に関する学習会等の開催 | 講座型・体験型環境学習の実施内容 | 対応人数（募集人数等）・対象者（学年等） | 年12回以上（年間及び3年間のスケジュール） |
| ４ | 緑と食品のリサイクルプラザ見学者対応 | 見学者への対応・説明方法 | 対象者の想定があれば記載 |  |
| ５ | 堆肥「とよっぴー」や資源循環啓発についての情報発信・収集 | 情報発信の方法、情報収集の方法、講習会・施設見学等の募集方法 |  |  |
| ６ | 本業務の目的を達成するにあたり仕様書以外に実施できる提案 | 業務目的達成のための独自の提案内容 | 対象者等（属性・人数等があれば記載） | 実施回数（年間及び3年間のスケジュール）等 |

※緑と食品のリサイクルプラザの現地確認を希望する際は、事前にお申し出ください。

（３）提案者の概要及び実績（様式２）

・「従業員数等」は、企画提案書提出時の現員を記入すること。

・「業務実績」は、過去５年間における堆肥製造・環境学習等の実績について記入すること。

・「組織図（役員体制等）」は、企画提案書提出時の組織図を記入すること（別紙での提出も可能とする）。また、図中に本業務を受託した場合の担当窓口を明示すること。

（４）公募開始日から過去３年以内の処分歴等の有無（様式３）

・入札参加停止又は除外措置を受けた場合は、その内容と期間及び終期がわかる書類の写し、契約解除を受けた場合は、契約解除通知書の写し、書面による警告を受けた場合は、その書面の写しを添付すること。

（５）見積書（様式６）

・堆肥「とよっぴー」の製造及び資源循環啓発業務に関する見積書を提出すること。

・見積額は消費税を含めた**１年間の**価格を提示し、その内の消費税を明記すること。

・令和８年度（4月～7月分）については、上記金額の12分の4とする。

・「３．事業に関する事項　－（４）委託料」に記載する委託料の上限額を超えないこと。

（６）提出部数・形式

・提出部数:（１）（３）（４）（５）各１部、（２）１０部

・形　　式:（２）Ａ４判縦型、左端綴（１０部のうち１部は閉じずにクリップ等で止めてください。）

７．応募書類作成の際の参考（豊中市ホームページ掲載）

・生ごみ・剪定枝のリサイクル

<https://www.city.toyonaka.osaka.jp/machi/kouen_midori/plaza/index.html>

○豊中市トップページ > まちづくり・環境 > 公園・みどり >とよっぴーの取り組み

８．応募書類の提出

（１）提出先（事務局）

〒５６０-００２２　豊中市北桜塚１－３－１　豊中市公園管理事務所（大門公園内）

豊中市環境部公園みどり推進課

（２）提出方法：持参又は郵送

　（持参の場合:月～金曜日（祝日は除く）の9時～17時15分）

（３）提出期限：令和６年２月１６日(金)１５時００分必着

９．応募書類の取扱い

（１）提出後の応募書類の訂正、追加及び再提出は認めません。

（２）提出された企画提案書は提案者に無断で使用しないものとします。ただし、受託候補者の選定を行う作業に必要な範囲において複製を行うことがあります。

（３）提出された応募書類等は返却しません。

（４）応募書類の作成及び提出に係る費用については応募者の負担とします。

（５）郵送により提出する場合は、事務局に応募書類の到達について確認してください。

１０．質疑対応

質問がある場合は、質問書（様式４）をメールかFAXまたは直接持参にて事務局あてに提出してください。

①提出先メール：[kouen@city.toyonaka.osaka.jp](mailto:kouen@city.toyonaka.osaka.jp)

　　　　ＦＡＸ：０６－６８４５－５８１３

　②提出期限：令和６年２月２日(金)１５時００分必着

※なお、提出されたすべての質問及び回答は、令和６年２月７日(水)（予定）に市ホームページに掲載し、個別には回答しません。なお、電話での質問は受け付けることができません。

１１．選定方法

（１）審査方法

　　・市職員で構成する審査委員会により審査します。

・応募事業者が６者以上の場合、第一次審査（書類審査）を行い、第一次審査通過者の５者による第二次審査（プレゼンテーション）を行います。したがって、応募事業者が５者以下の場合は第一次審査を行わず、応募事業者のすべてに対して第二次審査（プレゼンテーション）を行います。

・第一次審査通過者にはその旨と第二次審査のご案内、その他の応募者には選定外となった旨の通知について、令和６年２月２１日(水)（予定）にメールでお知らせします。

※応募が５者以下の場合は令和６年２月２０日(火)（予定）にメールで通知

・第二次審査は、企画提案書に基づくプレゼンテーションを行い、評価点の合計による総合評価で最高得点を得た事業者を最優秀提案事業者とします。ただし、合計得点の最も高い事業者が複数であった場合は、審査委員の協議によって最優秀提案事業者を決定します。なお、最高得点が総配点数（満点）５０％以下となる場合は、最優秀提案事業者を選定しません。

（２）審査の実施

　　　提出書類及びプレゼンテーションの内容に基づき、市が審査を実施します。第二次審査（プレゼンテーション）は、令和６年２月２７日（火）を予定しています（詳細については別途連絡します）。

①プレゼンテーションでパソコン（パワーポイント等）を使用する場合の必要な機材はすべて、提案者で用意すること。市はスクリーンと電源のみ用意する。また、インターネット回線が必要な場合は提案者で用意すること。なお、企画提案書と同一の資料をもって説明してください。

②プレゼンテーションの時間は、３０分（説明２０分以内、説明後質疑応答）とします。

　③プレゼンテーションは、本業務に携わる管理者又は主担当者が行うものとし、出席者は全員で３名以内とします。

（３）審査項目

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 審査項目 | 評価点 | 評価内容 |
| 1. 業務実績・体制 | １０点 | 提案者の業務実績や業務体制についての評価 |
| 1. 経済性 | １０点 | 業務見積りについての評価 |
| 1. 企画力・実効性 | ７０点 | 提案内容の効果及び実現性についての評価 |
| 1. 積極性・対応力 | １０点 | プレゼンテーション能力及び取組み姿勢についての評価 |
| ⑤処分歴 | 内容に応じて減点 | 処分歴等についての評価 |

（４）審査結果の通知

　　　審査結果は、すべての提案者に対して、令和６年２月２８日(水)（発送予定）に郵送（メール）にて通知します。なお、市と仕様並びに価格等を協議のうえ、市の内部手続きを経て、本業務の受託者として決定することになるため、最優秀提案事業者の通知をもって本業務の受託者を約束するものではありません。

（５）審査結果の公表

　　　審査結果については、以下の内容をホームページ等により公表します。

①優秀提案事業者及び契約交渉相手方と評価点

②全提案事業者の名称（申込順）

③全提案事業者の評価点（得点順）

④優秀提案事業者の選定理由（講評ポイント）

⑤審査委員会委員の氏名及び選任理由

⑥その他

１２．提案者の失格

　　次のいずれかに該当する場合は失格とします。

①審査委員会委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めるなど、審査の公平性を害する行為があった場合

②他の提案者と応募書類及び企画提案書等の内容又はその意思について相談を行った場合

③他の提案者に対する妨害等の行為があった場合

④受託候補者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募書類及び企画提案書等の内容を意図的に開示した場合

⑤応募書類及び企画提案書等に虚偽の記載を行った場合

⑥法令並びに豊中市の関係条例及び規則に抵触する内容を含んだ提案を行った場合

⑦その他、選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

１３．契約の締結

　①最優秀提案事業者の選定後、採択された企画提案書の内容に基づき、市と仕様並びに価格等を協議のうえ業務内容等を確定し、令和６年３月４日(月)（予定）を目途に、市と契約手続きを行います。したがって、業務内容及び契約内容等については、採択された提案から変更が生じることがあります。なお、最優秀提案事業者と契約に至らなかった場合は、次の優秀提案事業者と契約を締結することがあります。

　②本業務の受託者は、豊中市財務規則に基づき、契約保証金の納付又は履行保証契約の締結を行うこととなります（受託者が同規則第110条の契約保証金の納付の免除の規定に該当する場合は除く）。

　③市は、この契約を締結した日の属する翌年度以降において、この契約に係る予算が削除又は減額された場合には、この契約を解除することができる。この場合においては、契約を解除する1月前までに受託者に通知するものとする。

　④前③により契約を解除した場合には、当事者双方共に、その相手に対して損害の賠償は求めないものとする。

１４．留意事項

①本プロポーザル方式に要する経費（企画提案書の作成及び提出に関する費用等）は、応募者の負担とします。

②提出書類等の著作権は提案者に属しますが、審査等において必要な範囲で複製を行う場合があります。

③提出された書類等は、提案者の技術的ノウハウを含む機密に係る事項（個人情報含む）を除いては、情報の公開を行う場合があります。

　④提出後の応募書類の訂正、追加及び再提出は認めません。

　⑤提出書類に記載された担当者等は、市がやむを得ないものとして認める場合を除き、変更することはできません。

　⑥本プロポーザル方式の応募を取り下げる場合は、速やかに下記事務局まで連絡するとともに、文書（様式５）で通知してください。

　⑦審査及び評価の内容、応募者名等の内容についての質問は受け付けることができません。また、質問事項の締切り以降、業務に係る質問は受け付けることができません。

１５．担当部局・問合せ先等

（１）担当部局：環境部公園みどり推進課

（２）担当者　：笹井（ささい）、奥田（おくだ）

（３）質問及び問合せ先（事務局）

　　〒５６０－００２２　豊中市北桜塚１－３－１

　　豊中市公園管理事務所（大門公園内）

豊中市環境部公園みどり推進課

　　ＴＥＬ　 ０６－６８４３－４１４１

　　ＦＡＸ　 ０６－６８４５－５８１３

Ｅ-mail 　[kouen@city.toyonaka.osaka.jp](mailto:kouen@city.toyonaka.osaka.jp)